

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公表番号】特表2009-524424(P2009-524424A)
 【公表日】平成21年7月2日(2009.7.2)
 【年通号数】公開・登録公報2009-026
 【出願番号】特願2008-551877(P2008-551877)
 【国際特許分類】

C 1 2 Q 1/02 (2006.01)

【F I】

C 1 2 Q 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月15日(2010.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

解凍細胞の生存率を評価する方法であって、ここで該細胞が、配偶子、胚、核質、推定幹細胞集団、幹細胞前駆体集団または幹細胞集団であり、該方法は、複数のアミノ酸を含む培養培地中で該解凍細胞をインキュベートする工程、および該培地中の少なくとも1つのアミノ酸の濃度変化を決定する工程を包含する、方法。

【請求項2】

前記変化が所定の基準に合致する場合、さらなる発生のために前記解凍細胞を選択する工程をさらに包含する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記培養培地が、グルコース、L-乳酸塩、ピルビン酸塩およびアミノ酸の生理学的混合物で補充されたアールのバランス塩溶液を含む、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

使用済み培地中のアミノ酸の濃度が、o-フタルジアルデヒドでの誘導体化後のHPLCを用いて測定される、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

アミノ酸の消費または産生のプロファイルが生成される、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記アミノ酸の消費または産生のプロファイルが、全体として解凍細胞の生存率を評価する際の選択マーカーとして用いられる、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

最も生存可能な解凍細胞の選択が、代表的には2～7個のアミノ酸を含むアミノ酸の群に基づき、その消費または産生プロファイルがその種の健全な発生活凍細胞の指標である、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

最も生存可能な解凍細胞の選択が、単一のアミノ酸に基づき、その消費または産生プロファイルがその種の健全な発生活凍細胞の指標である、請求項6に記載の方法。

【請求項9】

前記解凍細胞が、ヒト、ウシ、ブタ、ヒツジ、任意の家畜動物または稀少および/また

は絶滅危機種を含む任意の生物に由来する、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 10】

前記方法が、ヒトのために用いられる、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

選択マーカーのために用いられる前記アミノ酸が、グルタメート、グルタミン、グリシン、アルギニン、アラニン、リジンのうちの 1 つまたは組合せを含む、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

選択マーカーのために用いられる前記アミノ酸が、グルタミン、グリシンおよびアラニンである、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 13】

発生能力のあるグレード I 胚と停止するグレード I 胚とを識別する方法であって、グレード I 胚を複数のアミノ酸を含む培養培地中でインキュベートする工程、および培地中の少なくとも 1 つのアミノ酸の濃度変化を決定する工程を包含する、方法。

【請求項 14】

前記変化が所定の基準に合致する場合、さらなる発生のために前記グレード I 胚を選択する工程をさらに包含する、請求項 13 に記載の方法。

【請求項 15】

アミノ酸の消費または産生のプロファイルが生成される、請求項 13 または 14 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 16】

前記アミノ酸の消費または産生のプロファイルが、全体として細胞の生存率を評価する際の選択マーカーとして用いられる、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】

最も生存能力のある細胞の選択が、好ましくはリジン、グリシン、トリプトファン、アルギニン、グルタメートおよびグルタミンであるアミノ酸の群に基づく、請求項 16 に記載の方法。